更新日：2024年8月

項番	区分	質問	回答
1	手続全般	Madrid e-Filingでできる手続を教えてください。	国際登録出願をすることができます。 （「標章を使用する意思の宣言書（MM18）」、「優先順位の主張（MM17）」の提出も国際登録出願時にできます。） 以下の手続は、Madrid e-Filingで行うことはできませんのでご注意ください。 ・事後指定書（MM4） ・国際登録の名義人の変更の記録の請求書（MM5） ・国際登録の存続期間の更新の申請書（MM11）
2	手続全般	Madrid e-Filingによる出願はMM2様式による書面での出願と比べてどのようなメリットがありますか。	主に以下２つのメリットがあります。 ①　国際登録までの手続の迅速化 本国官庁により連絡された不備への応答に加え、WIPOによる欠陥通報への応答について、Madrid e-Filingによる出願であれば、Madrid e-Filing上での操作で完結し、本国官庁へ即時に応答を提出することが可能です。そのため、MM２様式による書面での出願の場合に比べ、手続が迅速に完了する傾向にあります。 ②　手数料支払いの簡便化 MM２様式による書面での出願の場合、本国官庁への手数料とWIPOへの手数料をそれぞれ別に支払う必要があるのに対し、Madrid e-Filingによる出願であれば、一括で行うことができます。 加えて、Madrid e-Filingによる出願では、WIPOへの支払いに関し、WIPO予納口座、銀行送金に加え、クレジットカード、PayPalが追加で利用可能になります。
3	手続全般	Madrid e-Filingを利用できないケースはありますか。	基礎出願・登録で標準文字主張を行っておらず、かつ国際登録出願において標準文字の主張を行いたい場合には、システムの制約上、Madrid e-Filingを利用して出願をすることができません。 この場合はMM2様式による書面での出願をご利用ください。
4	手続全般	Madrid e-Filingで出願した場合、出願日はいつになりますか。	出願日はMadrid e-Filingで出願が本国官庁（特許庁）に提出された日（日本時間）となります。

項番	区分	質問	回答
5	手続全般	Madrid e-Filingにより本国官庁（特許庁）に出願した後、本国官庁から不備の修正を促す連絡を受領しました。どのように応答するのでしょうか。	Madrid e-Filingにより出願した場合は、本国官庁からの不備の連絡に対する申請人の応答はMadrid e-Filingから行います。書面で応答することはできませんのでご注意ください。
6	手続全般	Madrid e-Filingにより本国官庁（特許庁）に出願した後、WIPOから欠陥通報を受領しました。どのように応答するのでしょうか。	Madrid e-Filingにより出願した場合は、WIPOから発せられた欠陥通報の応答もMadrid e-Filingから行います。書面で応答することはできませんのでご注意ください。
7	手続全般	Madrid e-Filingで、国際登録後、各指定国官庁からの通知を受信することはできますか。また応答することはできますか。	Madrid e-Filingは、国際登録後の各指定国との通信に対応していないため、いずれもできません。 Madrid e-Filingは、国際登録出願の作成及び本国官庁への提出から、国際登録までに発生する手続（本国官庁からの不備の連絡及びその応答、WIPOからの欠陥通報及びその応答）を対象としたサービスとなります。
8	手数料	Madrid e-Filingを利用する場合、本国官庁手数料(9,000円)はどのように納付しますか。	2024年1月1日以降、本国官庁手数料の納付先が日本国特許庁からWIPOに変更となりました。 したがって、本国官庁手数料9,000円に相当する額をスイスフランで、商標の国際登録出願に係る他の手数料と共にWIPOに納付する必要があります。特許印紙や電子現金納付等、従来の納付方法により本国官庁手数料を特許庁に納付することはできません。利用可能な支払い方法については、項番９を参照してください。
9	手数料	WIPOへ手数料(本国官庁手数料を含む)を納付する際の、利用可能な納付方法を教えてください。	WIPOへ納付する手数料について、利用可能な方法は、銀行振込、クレジットカード、WIPO予納口座、PayPalとなります。 なお、最新の情報については、WIPOにお問い合わせください。
10	手数料	Madrid e-FilingでWIPOに納付する手数料をクレジットカードで納付する場合に利用可能なクレジットカードの種類を教えてください。	以下のマークがついているクレジットカードが利用可能です。 なお、最新の情報については、WIPOにお問い合わせください。 AmericanExpress,DinersClub,Discover,Eurocard/Mastercard,JCB,VISA

項番	区分	質問	回答
11	手数料	Madrid e-FilingでWIPOに納付する手数料をクレジットカードで納付する際にエラーが出ました。どうすれば良いですか。	利用可能なクレジットカードかどうかご確認いただき、WIPOにお問い合わせください。
12	手数料	Madrid e-FilingでWIPOに納める手数料をWIPOの銀行口座への送金により納付する場合の方法を教えてください。	Madrid e-Filingでの「Payment」画面で「Banktransfer」（銀行振込）を選択すると、出願後、出願の受領メールに加え、銀行振込時に必要となるReference番号等が記載された手数料情報が記載されたメールがWIPOより送付されます。メールを受領後、速やかに手数料を納付してください。なお、メールの送付先は出願時に指定したメールアドレスになります。（代理人情報を入力している場合は、代理人のメールアドレスに送付されます。）
13	手数料	Madrid e-FilingでWIPOに納める手数料をWIPOの銀行口座への送金により納付する場合いつまでに納付すれば良いですか。	手数料情報が記載されたメール（項番１２の回答参照）を受領した後、速やかに納付手続を行ってください。メールで受信した手数料情報について、不明点がある場合はWIPOにご確認ください。 なお、マドリッド制度上、本国官庁が国際登録出願を受理した日が国際登録日となるためには、本国官庁は、受理した日から２ヶ月以内に出願を国際事務局に送付する必要がありますが、Madrid e-Filingのシステム仕様上、出願人がWIPOへの手数料の納付を完了するまで、本国官庁は、出願をWIPOに送付することができませんので、速やかに納付手続を行ってください。
14	WIPO アカウント	WIPOアカウントを1つ作成し、複数人で共有してMadrid e-Filingを使用することができますか。	WIPOアカウントの利用規約をご確認ください。また、ご不明点がございましたら、WIPOにご確認をお願いいたします。 WIPOユーザアカウント(WIPOAccount)–利用規約https://www.wipo.int/services/ja/terms.html
15	WIPO アカウント	複数の異なるWIPOアカウントで、Madrid e-Filingで出願した案件の情報を共有することができますか。	Madrid e-Filingにログイン後、Settings画面より、アカウントに紐付く案件を他のユーザーに共有する設定を行うことが可能です。操作方法及び注意点は、以下マニュアルをご確認ください。 （参考）「Madride-Filingユーザーガイド」 3.1 各種設定

項番	区分	質問	回答
16	基礎情報	Madrid e-filingでは基礎情報（日本の商標登録出願、商標登録）をどのように入力すれば良いですか。	基礎情報（日本の商標登録出願、商標登録情報）については、２つの方法で入力可能です。操作方法等の詳細は、マニュアル「Madrid e-Filingユーザーガイド」をご参照ください。 ①WIPO Global Brand Database（GBD）に収録されている基礎情報を取り込む方法。 以下の情報がGBDから取り込まれます。 ・基礎出願又は登録の出願人／権利者の氏名、住所及び ・（存在する場合は）代理人の氏名・住所 ・基礎出願／登録の商標（図形商標は商標イメージ、文字商標は文字） ・基礎出願／登録の指定商品・役務情報 （参考）「Madrid e-Filingユーザーガイド」 4.2.1WIPO Global Brand Databaseからのインポートによる基礎商標情報の入力 ②基礎情報を直接入力する方法。 ①で取り込まれる情報を手動で入力いただくことになります。日本国特許庁への出願後、すぐに商標の国際登録出願を行う際、基礎情報がGBDに未だ収録されていない場合や、基礎情報をGBDから上手く取り込むことができない場合等にご利用ください。 （参考）「Madrid e-Filingユーザーガイド」 4.2.2手動による基礎商標情報の入力
17	基礎情報	Madrid e-Filingでインポートした基礎情報（日本の商標登録出願、商標登録）は最新の情報ですか。	基礎情報（日本の商標登録出願、商標登録情報）は、WIPO Global Brand Database（GBD）より取得されます。WIPO Global Brand Database（GBD）収録時の情報となりますので、最新であることは担保されていません。出願情報を作成する際は、インポートされた情報を必ず確認し、必要な情報を修正してください。
18	基礎情報	Madrid e-Filingから基礎情報のインポートができません。どうすれば良いですか。	基礎情報（日本の商標登録出願、商標登録情報）をインポートする際は、WIPO Global Brand Database（GBD）より取得されるため、GBDに情報が収録されている必要があります。GBDにデータが収録されていない場合には、基礎情報を直接入力してください。操作方法等の詳細は、項番16の②の回答を参照してください。

項番	区分	質問	回答
19	基礎情報	WIPO Global Brand Database（GBD）に日本の商標登録出願、商標登録情報が収録される時期を教えてください。	日本国特許庁に出願された商標登録出願の情報が、WIPO Global Brand Database（GBD）に登録されるまで、約2ヶ月程度を要しています。日本国特許庁に出願後、すぐに商標の国際登録出願をされる場合は、基礎情報を直接入力してください。操作方法等の詳細は、項番16の②の回答を参照してください。
20	基礎情報	日本では既に設定登録となっていますが、WIPO Global Brand Database（GBD）では、登録番号のデータが存在しません。この場合、出願番号から基礎情報をインポートしてMadrid e-Filingで出願できますか。	出願番号から基礎情報をインポートして出願することができます。 WIPO Global Brand Database（GBD）に収録された情報は、最新であることは担保されませんので、インポートされた情報を必ず確認し、必要な情報を修正してください。 なお、Madrid e-Filingのシステム上、出願番号で基礎情報をインポートした場合、登録番号に修正することはできません。
21	基礎情報	日本では既に移転登録が記録されていますが、 WIPO Global Brand Database（GBD）では、移転登録前の情報となっています。この場合、移転登録前の基礎情報をインポートしてMadrid e-Filingで出願できますか。	移転登録前の基礎情報をインポートした後、出願人情報を修正すればMadrid e-Filingで出願することができます。 WIPO Global Brand Database（GBD）に収録された情報は、最新であることは担保されませんので、インポートされた情報を必ず確認し、必要な情報を修正してください。
22	標章情報	Grobal Brand Database（GBD）からインポートした標章の画質が粗いのですがどうすればいいですか。	基礎をインポートした場合でも、ご自身で標章の画像のデータをアップロードすることができます。画像をアップロードする場合は、WIPOが推奨する標章イメージの画像サイズおよび解像度をご確認の上アップロードください。 （参考）「Madrid e-Filingユーザーガイド」 4.7.2基礎出願/登録が「図形商標」の場合
23	出願人/代理人情報	Madrid e-Filingで出願情報を作成する際、任意のメールアドレスを入力することはできますか（WIPOアカウントと異なるメールアドレスなど）。	入力することができます。 なお、代理人を選任する場合、出願人と代理人のメールアドレスは、異なるものを入力する必要がありますのでご注意ください。
24	代理人情報	代理人が選任されている場合、Madrid e-Filingの代理人情報欄に入力されたメールアドレスに、各種通知が届くのでしょうか。	代理人情報に入力されたメールアドレスに各種通知が届きます。

項番	区分	質問	回答
25	MM18	Madrid e-Filingで出願する場合、標章を使用する意思の宣言書（MM18）の作成方法を教えてください。	指定締約国選択画面で、アメリカ合衆国（United States of America）を選択すると、標章を使用する意思の宣言書（MM18）を作成する画面が自動で追加されます。当該画面より必要な情報を入力してください。 操作方法の詳細は、マニュアルをご確認ください。 （参考）「Madride-Filingユーザーガイド」 4.12 Declaration of Intention to useの入力(米国を指定国官庁とする場合)
26	MM18	Madrid e-Filingで出願する場合、標章を使用する意思の宣言書（MM18）への署名は、直筆であることが必要ですか。また、書面にて作成した原本のPDFの添付が必要ですか。	署名はタイプ打ちで入力することができます。標章を使用する意思の宣言書（MM18）の作成画面ではタイプ打ちによる署名の入力のみ可能です。 別途書面原本のPDFを提出いただく必要ありません。
27	MM18	Madrid e-Filingで出願する場合で、出願人が複数いるときは、標章を使用する意思の宣言書（MM18）を人数分作成することが必要ですか。	Madrid e-Filingで作成できる標章を使用する意思の宣言書（MM18）は、1通のみです。 共同出願の場合には、全ての出願人を代表して、一人の出願人が署名しMM18を作成して申請します。出願人人数分のMM18を作成する必要はありません。
28	その他	手数料の支払い画面の後にエラーメッセージが表示されましたが、出願されているのでしょうか。	ご自身の出願が本国官庁に提出されたかどうかは下記2点を以て確認することができます。 1.Madrid e-Filing上で提出手続をした場合の最後の画面である「Summary」が表示されたこと 2.国際登録出願が提出された旨の自動通知メール（件名「[自動応答] 特許庁：商標の国際登録出願（マドプロ出願）が本国官庁（日本国特許庁）に提出されました」）を受領したこと 上記2点が確認できずエラーメッセージが表示された場合は、お手数ですが本国官庁までご連絡ください。